

令和3年4月28日

無在庫での転売ビジネスのノウハウを提供するなどとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

無在庫での転売ビジネスのノウハウを提供するなどとうたい、多額の金銭を消費者に支払わせる事業者に関する相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、secondcash, LTD.（以下「セカンドキャッシュ」といいます。）が、消費者の利益を不当に害するおそれがある行為（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知）をしていたことを確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 事業者の概要（注）

屋号	所在地	運営者
secondcash, LTD.	6/F, CHAMPIONTOWER, 3 GARDEN ROAD, CENTRAL, Hong Kong	つるた だい 鶴田 大智

注 屋号と所在地は、セカンドキャッシュのウェブサイトに表示されていた内容です。

2. 具体的な事例の概要

セカンドキャッシュが、「SECOND キャッシュ PROJECT」又は「3D Cash Project」と称する副業ビジネス¹（以下「本件ビジネス」といいます。）に係るノウハウ又は有料サポート（以下「本件サービス」といいます。）を提供するとして、消費者に多額の金銭を支払わせる手口は次のとおりです。

(1) LINE²メッセージで、本件サービスに申し込むよう誘い、まずは比較的安価な費用を支払わせます。

セカンドキャッシュは、副業紹介サイトなどを介して、消費者に本件サービスの集客用アカウントとLINEの友だち登録をするよう促します。消費者が友だち登録をすると、集客用アカウントからLINEメッセージが何通も届くようになります。

これらのメッセージでは、本件サービスとその費用について、

「どなたでも手出しナシで確実に稼いで貰えるお仕事をご紹介します」

「カンタンにいつでもどこでも稼げちゃうので毎日忙しい方や初心者さんにオススメです」

「短期間しか稼げない旬なものではなく、長期的に稼げる先のあるお仕事ですので、是非これを機に〇〇さんも生活を変えてもらいたいです!!」

「気になる費用ですが9,800円でスタート出来まして後払い（30日後）で大丈夫です!!」

¹ 「SECOND キャッシュ PROJECT」と「3D Cash Project」は、名称は異なりますが、勧誘の流れや稼げるとするノウハウの内容などは同じです。

² 登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスである「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」の一つ。

「お仕事をこなしていくことで報酬も増えていきますが、始めた月は大体 1 日 2 万円ほどとお考え下さい」

などと説明されています。

これらのメッセージを見て興味を持った消費者は、費用として 9,800 円を支払えば、本件ビジネスで稼ぐためのノウハウの提供を受けることができ、確実にお金を稼ぐことができると考え、本件サービスに申し込みます。

消費者が費用を支払うと、集客用アカウントから、本件ビジネスのウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」といいます。）の URL が届き、このサイトから、今度は本件ビジネスの「公式アカウント」と LINE の友だち登録をするように求めてきます。

(2) 電話説明の予約へと消費者を誘導します。

公式アカウントと LINE の友だち登録をした消費者には、

「こちらのお仕事は、1 日 30 分～1 時間のお仕事時間で、平均して 1 万～3 万円稼げる内容となっております」

などと、本件ビジネスは短時間で大金を稼げるものであるかのようなメッセージや、詳しい説明を電話で受けるための予約を促すメッセージが届きます。

消費者は、これまでの説明では、本件ビジネスの具体的な進め方が分からないため、詳しい説明を聞こうと、電話説明を予約します。

電話説明を予約すると、公式アカウントから本件ビジネスの「マニュアル」が届きます。このマニュアルでは、本件ビジネスについて、セカンドキャッシュから大手通販サイトの出品に適した売れ筋の商品の紹介を受け、在庫を持たずに大手通販サイトに当該商品を出品し、注文を受けてから商品を購入して注文者へ発送し、差額で稼ぐものである旨が説明されています。

しかしながら、マニュアルには、売れ筋の商品を探すための具体的なノウハウは何も表示されておらず、売れ筋の商品の紹介を受けるためには、「有料サポート」に加入する必要がある旨が説明されています。

続いて、マニュアルでは、「1 ヶ月サポート」から「6 ヶ月サポート」までの 5 つの有料サポート（価格は 10 万円～150 万円）が紹介され、サポートに応じた「売上予想」（30 万円～900 万円）が設定されており、高額な有料サポートほど「売上予想」の金額も高くなる旨が説明されています。

(3) 有料サポートに加入するよう電話で消費者を勧誘し、高額な料金を支払わせます。

消費者が電話説明を予約すると、セカンドキャッシュの担当者から電話がかかってきます。担当者は、本件ビジネスが、大手通販サイトに無在庫で商品を出品し、注文を受けてから別の通販サイトでその商品を購入し注文者宛てに発送してもらうことで、在庫を抱えることなく仕入価格と販売価格の差額で稼ぐ無在庫での転売ビジネスであることや、「有料サポート」に加入すれば、担当者が、出品すべき商品や商品の仕入先を全て教えてくれると説明します。

その上で、担当者は、

「80 万円のサポートコースなら月に 80 万円稼げますよ。支払ったお金はすぐに取り戻すことができますので、持ち出しはありませんよ。」

「最初に 30 万円はかかりますけど、もちろん 30 万円はすぐに稼ぎで返ってきますし、30 万円以上に増やすことができますよ。」

などと告げ、有料サポートに加入するよう執ように消費者を勧誘します。

消費者は、担当者からの勧誘により、最終的に、有料サポートに加入すれば、担当者が大手通販サイトに出品すべき商品や商品の仕入先など、本件ビジネスを実施する

ために必要なことを全て教えてくれて、そのとおりにすれば、すぐに、有料サポートの代金を超えるお金を稼ぐことができるようになると信じてこれに申し込み、高額な料金を支払います。

(4) 高額な料金を支払っても稼ぐことはできません。

有料サポートに加入した消費者は、セカンドキャッシュの担当者の指示に従い、大手通販サイトに商品を出品しますが、インターネット上で販売されている商品の販売価格に大手通販サイトの出品手数料や自らの利益を上乗せした価格で出品するため、大手通販サイトの他の出品者の販売価格よりも高値になってしまいます。よって、商品はほとんど売れることはなく、到底、支払った代金を超える金額を稼ぐことはできません。

なお、大手通販サイトの規約では、本件ビジネスのような無在庫での転売は禁止されており、同サイトの運営者が無在庫での転売を行っているアカウントを発見した場合には、警告の上アカウント停止の措置がとられます。

3. 消費者庁が確認した事実

(1) 虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知

セカンドキャッシュは、本件サービスへの申込みを勧誘する際に、集客用アカウントから送信するLINEメッセージにおいて、前記2. (1)のとおりに、

「どなたでも手出しナシで確実に稼いで貰えるお仕事をご紹介します」

「カンタンにいつでもどこでも稼げちゃうので毎日忙しい方や初心者さんにオススメです」

「短期間しか稼げない旬なものではなく、長期的に稼げる先のあるお仕事ですので、是非これを機に〇〇さんも生活を変えてもらいたいです!!」

「気になる費用ですが9,800円でスタート出来まして後払い(30日後)で大丈夫です!!」

「お仕事をこなしていくことで報酬も増えていきますが、始めた月は大体1日2万円ほどとお考え下さい」

などと、あたかも、費用として9,800円を支払って本件ビジネスを始めれば、すぐに、誰でも簡単に、確実にかつ継続して1日2万円程度を稼ぐことができるかのように表示していました。

また、セカンドキャッシュは、電話で有料サポートへの加入を勧誘する際に、

「80万円のサポートコースなら月に80万円稼げますよ。支払ったお金はすぐに取り戻すことができますので、持ち出しはありませんよ。」

「最初に30万円はかかりますけど、もちろん30万円はすぐに稼ぎで返ってきますし、30万円以上に増やすことができますよ。」

などと、あたかも、有料サポートに加入すれば、セカンドキャッシュのサポートにより、ビジネスを始めてすぐに、有料サポートの料金を超える金額を確実に稼ぐことができるかのように告げていました。

しかしながら、実際には、前記2. (2)のとおりに、費用を支払っても、具体的なノウハウは提供されないため、本件ビジネスを始めて、すぐに、誰でも簡単に、確実にかつ継続して1日2万円程度を稼ぐことはできないものでした。

さらに、有料サポートに加入したとしても、前記2. (4)のとおりに、そもそも、本件ビジネスは、始めてすぐに、誰でも簡単にかつ確実に、高額な有料サポートの料金を超える売上げを上げられるようなものにはなっておらず、また、大手通販サイトの規

約では、本件ビジネスのような無在庫での転売は禁止されており、大手通販サイトの運営者が無在庫での転売を行っているアカウントを発見した場合にはアカウント停止などの措置をとるため、確実に稼ぐことができるようなものではありませんでした。

(2) その他の事実

前記1. のとおり、セカンドキャッシュは、自社ウェブサイトにおいて、香港に所在する事業者であるかのように表示していましたが、香港では法人登記や事業はしておらず、日本国内において事業を行っていました。また、自社ウェブサイトに表示していた「運営統括責任者」は架空の人物であり、実際には、「鶴田大智」が本件ビジネスを運営していました。

4. 消費者庁から皆様へのアドバイス

○ 簡単に高額収入を得られることを強調する広告や宣伝には要注意

ここ数年、簡単に稼げるビジネスなどという広告や宣伝を信じ、多額の金銭を支払ったものの、実際には稼ぐことができないという事例が多くみられます。簡単に高額収入を得られることを強調する広告や宣伝は信じないようにしてください。

○ 無在庫での転売をうたうビジネスには要注意

最近では価格比較サイトが充実し、誰もが最安値の商品を容易に検索できるようになっており、一般の消費者が、短時間・片手間で無在庫での転売ビジネスで稼げるということはまずあり得ません。

また、これまで、無在庫での転売に関する情報商材を提供すると称する事業者は、多数みられましたが、これらの事業者が紹介する無在庫での転売は大手通販サイトでは禁止されており、サイトの運営事業者が発見された場合には警告・アカウント停止といった措置がとられることから、そもそもビジネスとして成立しません。

○ 取引に関して不審な点があった場合は、契約をしたりお金を支払ったりする前に、各地の消費生活センター等や警察に相談しましょう。

消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

【無在庫での転売ビジネスに係る情報商材に関連する最近の注意喚起情報】

発信者	件名（公表日）	URL
独立行政法人国民生活センター	「転売ビジネス」で稼ぐつもりが…簡単には儲からない！ーネット広告や SNS の情報、友人からのうまい話をうのみにしないでー（令和3年2月10日）	http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210210_1.html
消費者庁	毎月10万円もうかるビジネスなどという、多額の金額を支払わせる事業者2社に関する注意喚起（令和2年10月7日）	https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_201007_01.pdf

相談窓口のご案内

◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）

電話番号 **188（いやや！）**

◆ 警察相談専用電話

電話番号 **#9110**

※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先

消費者庁消費者政策課財産被害対策室

TEL:03-3507-9187 FAX:03-3507-7557

無在庫での転売ビジネスのノウハウを提供するなど うたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意 喚起

副業紹介サイトなどで本件ビジネスを紹介し、興味を持った消費者に集客用アカウントとLINEの友だち登録をさせます。



集客用アカウントから何度もLINEが届きます

どなたでも手出しナシで確実に稼いで貰えるお仕事をご紹介します

費用（9,800円）を支払うように促します。

マニュアルの記載内容

大手通販サイトでの無在庫での転売ビジネスです。
（具体的なノウハウの説明はありません。）

具体的なノウハウを得るために、有料サポートに加入
するよう促します。



セカンドキャッシュ
の電話勧誘



80万円のサポート
コースなら月に80
万円稼げますよ。

有料サポート

SECONDキャッ シュPROJECT		3D Cash Project	
1ヵ月	10万円	1ヵ月	10万円
2ヵ月	25万円	2ヵ月	30万円
3ヵ月	50万円	3ヵ月	60万円
4ヵ月	80万円	4ヵ月	90万円
6ヵ月	130万円	6ヵ月	150万円

実際には確実に稼ぐことができるものではありませんでした。

- 簡単に高額収入を得られることを強調する広告や宣伝は信じないようにしてください。
- 一般の消費者が、短時間・片手間で本件ビジネスのような無在庫での転売ビジネスで稼げるということはまずあり得ません。

少しでも「おかしいな」と思ったら、消費者ホットライン（188）や警察相談専用電話（#9110）にお電話を！